

## オークション導入に関する一問一答

シンポジウム「新たな時代の電波とメディア・コンテンツ政策」  
ICPF 平成 21 年度秋冬セミナーシリーズ「改革を阻む制度の壁」

2010 年 3 月 15 日

2010 年 4 月 26 日

(末尾の質疑応答を追加)

鬼木 甫

(株)情報経済研究所

注： 記号 <※> が付されている項目については、末尾に質疑応答があります。

1. **いまなぜオークション(？)**  
電波利用が増えて「稀少価値」を生じたから  
電波資源環境の激変
2. **なぜ重要か(？)**  
電波はモバイル通信の基盤
3. **オークションにどんな利点があるのか(？)**  
電波ビジネス基盤に競争を入れて活性化  
将来の成長加速を期待
4. **いままでは(？)**  
政府が利用目的・技術を定め、事業者を選別  
つまり社会主義
5. **その欠点は(？)**  
事業者が実力で選ばれない  
新規参入が困難  
技術・サービス開発が遅れる
6. **その他の欠点は(？)**  
事業者の注意が消費者でなく政府対策に向いてしまう：  
「電波さえ貰えれば何とかなる」  
「失敗」事業の免許処理が困難
7. **実際に例があるか(？)**  
ある(末尾の☒参照)  
IP モバイル(自己破産し 15MHz を返上、2007 年)  
ウィルコム(30MHz、再建中、2010 年)
8. **オークション導入の結果は(？)**  
事業者が良いサービスを安く供給することに注力  
ベンチャー／エンジェルに事業機会ができる  
研究開発のベース・スピードが拡大
9. **ほかの利点は(？)**  
「国民の資産」である電波からの収益を国民の手に収める

10. 電波利用の 100 年間、欠陥制度だったのか(？)  
そうではない  
電波が潤沢な間は政府割当が機能した  
資産価値もなかった
11. 総務省の「省益」に関係があるか(？)  
ある  
電波割当の権限が省益目的で使われる  
たとえば現在の電波利用料制度
12. 事業者は電波利用料を払っているのでは(？)  
払っているが、金額が極端に少ない  
市場価値の数十分の 1、実質無料
13. オークションでなく電波利用料の値上げでもよいのか(？)  
よい  
しかし総務省が金額を決めるのは不可  
「利用料オークション」によるべき
14. オークション収入の行方は(？)  
国民全体のために使うべき(一般会計収入)  
たとえば減税、国債償還
15. 電波利用など ICT 振興に限って使うのは(？)  
よくない。国民が支持しない  
電波は国民の共有資産だから  
事業者や総務省の資産ではない
16. 電波オークションで消費者の携帯電話支出が増えるのでは(？)  
そのとおり  
しかしオークション収入による減税の方が大きい(説明図)
17. 総務省は「オークションを歓迎する者はいない」と言うが(？)  
事業者は歓迎しない、負担が増えるから  
オークション導入は国民全体のため  
また事業者の長期利益(体力増強)のため
18. オークションは事業者・国民間の所得再配分か(？)  
直接効果としてはそのとおり  
しかし長期的に「競争導入、産業活性化」という間接効果が大きい(説明図)
19. 外国ではどうなっているのか(？)  
先進国ではほとんどすべて導入(計画)済み  
OECD 30 国のうち 23 国  
中進・新興国でも 20 国が導入(一覧表)  
韓国、台湾、タイ、シンガポール、インド、インドネシア、メキシコ、ブラジル他
20. 未導入の主な国は(？)  
日本、スペインの他に  
中国、ロシア、アラブ諸国、中南米の小規模国、  
アフリカ諸国他(一覧表)

21. オークションは 2000 年にヨーロッパで「失敗」したのでは(？)  
たしかに極端な高額落札になった  
しかし実施制度の欠点を是正してその後各国で導入  
世界全体で 200 回近く実施
22. 外国で導入時に反対はなかったのか(？)  
あったが、導入後は定着  
撤退ゼロ
23. 日本は遅れているのか(？)  
いる  
トラック 2 周遅れの状態  
しかし後発の利益もある  
他国の経験を活用できる
- 23A. なぜ日本は立ち遅れたのか(？) <※>  
総務省・事業者が反対  
「オークションは IT 普及を遅らせる」旨が繰り返された
24. オークションのニュースは聞かないが(？) <※>  
マスメディアは報じない  
既得権に触れるから  
テレビ局が忌避し、新聞が遠慮した
25. 外国のニュースが届かないのは問題では(？) <※>  
そのとおり  
オークションについて日本は「情報鎖国状態」  
クロスメディア規制が必要
26. オークションを電波全体に適用するのか(？)  
しない。適用は  
新規免許(空地の排他的利用)、  
営利目的利用だけ
27. 新規利用でもオークション不適用の電波は(？)  
安全・防災、警察・軍事、行政一般、福祉、気象・科学目的など
28. 現有免許者には(？) <※>  
適用しない。現行のまま  
「電波利用の効率化」は別の問題
29. オークション導入は「市場原理主義」(？)  
そうではない  
電波全部でなく一部にのみ導入  
公益目的利用、非営利利用、共同利用の電波には適用しない  
むしろ現状が「政府原理主義＝完全社会主義」
30. 新制度の導入は大変ではないか(？)  
そのとおり  
まず小規模・低価値の免許で実験  
その後徐々に広げるよう提案

**31. 誰がプロモートするのか(?)**

政治家、政党、政府  
もちろん国民の声も

**32. 総務省は反対では(?)**

「省益」には反する  
しかし個人的な賛成意見はある  
政府トップのリーダーシップで可能

**33. 電波利用料はどうなる(?)**

オークション免許者には利用料ゼロを提案  
既出免許は従来と同じ

**34. 他にオークション免許と既出免許の違いは(?)**

オークション免許には、譲渡・貸与を認める  
事業失敗時の出口

**35. 免許期間は(?)**

有期と無期の選択がある

**36. オークション導入が決まったとして、まず何をすればよいのか(?)**

電波法の改正(7条)  
免許をオークション結果で出せるようにする([提案文書](#))

**37. その後の方策は(?)**

必要な省令・規則を決める([提案文書](#))  
小規模周波数帯を選んで実施細目を定め  
実験目的のオークション

**38. これらを誰が決めるのか(?)**

政府トップの指示で総務省が担当  
公開・透明原則、パブリックコメント

**質疑応答 (2010年4月15日):**

**A: 項目 24: オークションのニュースは聞かないが (?) —— について**

(1)「マスメディアが報じない 既得権益に触れるから」の権益の具体例を挙げてほしい。

現在のマスメディア(地上テレビ)の権益は、(1)政府によるテレビ用電波(チャンネル)の割当を継続して受けることができ、かつそのための代償(電波利用料)が極度に低く、ほとんど無料と言ってよい状態にあること、(2)地上テレビ用チャンネルに空きがあるにもかかわらず、新規放送局の参入を政府が認めることを拒み、テレビ広告市場の収入をほぼ独占していること、の2点にある。オークションのニュースが流れると、その背景となる電波利用の実体を国民が知るところとなり、現状について批判が生ずる。このことを嫌ってオークションの報道を避ける。オークションに限らず、電波利用に関する実状についてはすべて報道・解説を控えている。テレビ局と資本関係にある新聞社も、類似の行動を取ってきた。

**B: 項目 25: 外国のニュースが届かないのは問題では(?)、の後半で「クロスメディア規制が**

## 必要」—— とは

### (1) 規制に賛成するか。

テレビ・新聞のクロスメディア規制（資本の相互保有とこれに関連して生ずる人事異動・交流の禁止）に賛成する（上記 A- (1) の理由から）。また同一地域内の異なる系列のテレビ局の合併・協力の規制（禁止）にも賛成する（言論多様性を維持するため）。他方、異なる地域の同一系列テレビ局の合併・協力は認めてよいと考える —— つまり現在実施されている規制には反対する（実質上同一番組を供給しているので、言論の多様性に影響しない。他方で、放送局の経営を効率化できるから）。

### (2) 新聞、テレビはクロスメディア規制についてほとんど報じない。まさにこれが「クロスメディア状態」だが、感想は（？）。

「クロスメディア所有の弊害が、本件についての新聞・テレビの対応にそのまま出ている」としか言いようがない。つまり本件について、国民の「知る権利」が害されている。クロスメディア規制を実施して、テレビの好まぬ話題は新聞が国民に報じ、新聞についての批判はテレビが行うという環境を作ることが必要である。数年前の NHK と朝日の論争（NHK の番組をめぐる）は、その内容の当否とは別に、テレビと新聞が利害を共有しない場合に相互批判が可能であることを示した例である。組織・個人を問わず、自身に向けられる批判を避けたい、封じたいと考えるのは自然の性向だが、これを乗り越えることによって社会全体の進歩が達成される。古くから「良薬は口に苦し」と言われており、外部批判を欠く状態は「停滞と腐敗」を生みやすい。

## C: 項目 28: 現有免許者には（オークションを）適用しない—— について

### (1) なぜ適用しない（できない）のか。

オークションはもともと、「何かの理由から空地になった（された）電波（たとえばアナログテレビ跡地）」に対して免許を新たに発行する（電波の初期割当）ためのものである。現在すでに免許を持っている者については、通常継続利用が前提されており、「これを取り上げた上でオークションにかける」ことは不可能ではないにしても、初期割当のためのオークションとは別のことになる。

### (2) 「電波利用の効率化」は別問題——とは、どういう意味か。

しかし他方で、電波を効率的に利用していない免許保有者は少なくない。オークションにかけることができる電波空地は現在ほとんど無くなっているため、今後の需要増に対応するためには、低効率利用の電波を再配分する他はない。再配分によって、電波資源全体の効率的利用が実現できるとも言える。しかしこれは大変難しい問題で、各国とも実現方策をめぐって頭を悩ませている。

（2010 年 3 月に米国 FCC が発表した NBP（National Broadband Plan）で、放送用電波の一部をブロードバンドに移す意図を述べているのは、そのための手探りと考えられる。）つまり、ここで述べる「オークションとは別の問題」である。

## D: 項目 23A: なぜ日本は立ち遅れたのか（？）の中で、ミスリーディングな情報の流通 —— について

### (1) 「オークションは IT 普及を遅らせる」旨が繰り返された —— とあるが、責任はどこにあると考えるか。

直接の責任は総務省にあると考える。民間組織であるメディアが自己に有利な情報を流し、不利

な情報を流すことを避けるのは（望ましくはないにしても）やむを得ない。しかし、総務省は国民全体の利害を代表し、国民から行政権限を付託されており、本来オークションを避ける理由はない。オークションの是非については少なくとも中立的な立場を取り、オークションが普及しつつある海外の実情を調査し、国民に報告して政策形成に資するべきである。実際には、国民全体の利益でなく、省益（稀少化した電波について利用細目の決定権限を把握し続けることから派生する行政・人事上の諸利益、電波資源に生ずる巨額の収益の一部を実質的に総務省予算として取り込む利益）という点からオークションを避けたものと考えられる。また同じ理由から、（海外先進国ではあたりまえになっている）クロスメディア規制を怠ったことについても責任があると考えられる。

**(2) 現状では、「オークション」も「クロスメディア規制」も進みそうにない。どのようにすれば、状況は進展する考えか。**

第1には、「電波利用の実情」をなるべく多数の国民が理解することが必要。この理由から、テレビ・新聞以外のメディアが本件について報道することは、大変価値が高い。第2は、新政権である民主党に期待する。電波問題は、選挙などの政治利害と直接かかわることもなく、民主党幹部が事情を理解することにより国民多数のために有利な政策を選択することが可能だから。2010年4月9日の記者会見で原口総務大臣が、（オークションではないが）「電波割当の国際ハーモナイゼーション問題」について発言したが、これは「国民全体のための電波資源の利用、つまり既存事業者・総務省の利益のための電波利用の排除」の第一歩になる可能性があり、歓迎したい。

**図： 政府直接割当の「失敗」例——比較審査で割当てた電波が遊休状態にある／免許後事業展開が遅れているケース（2010年4月）**

No.	周波数帯	周波数帯 (幅)	利用目的 (採用技術)	免許年月	免許人	現状（問題点）
1	2GHz 帯 (TDD)	2010-2025 MHz (15MHz)	携帯電話 (TD-CDMA)	2005/11	アイピーモバイル	自己破産によって 免許を返上 (2007/10/30)。
2	2.5GHz 帯 (TDD)	(30MHz)	広帯域移動無線 アクセス (XGP (次世代 PHS))	2007/12	ウィルコム	会社更生法を申請 (2010/2/18)